

法人の事業税

事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。

● 納める人

区分		申告・納税義務
県内に事務所・事業所がある法人		○
県内に事務所・事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人		—
公益法人やNPO法人等	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	—

備考1 ○は申告・納税義務があることを表します。

2 人格のない社団または財団で収益事業を行っているものについては、法人とみなされます。

● 納める額

資本金の額などに応じて、所得金額、付加価値額、資本金等の額、収入金額に税率を乗じた、所得割、付加価値割、資本割、収入割を納めます。

区分		開始事業年度ごとの税率			
		令和元年10月 1日～令和2 年3月31日	令和2年4月 1日～令和4 年3月31日	令和4年4月 1日～	
A、 B、 C 以外 の 法 人	資本 金の 額が 1億円 以下 の 法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.71(3.5)%	3.71(3.5)%	
		所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	5.618(5.3)%	5.618(5.3)%	
		所得のうち年800万円を超える金額	7.42(7)%	7.42(7)%	
		本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のもの	7.42(7)%	7.42(7)%	
A、 B、 C 以外 の 法 人	資本 金の 額が 1億円 以上 の 法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.472(0.4)%	0.472(0.4)%	
		所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	0.826(0.7)%	0.826(0.7)%	
		所得のうち年800万円を超える金額	1.18(1)%	1.18(1)%	
		本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人	1.18(1)%	1.18(1)%	
		付加価値割	1.26(1.2)%	1.26(1.2)%	
		資本割	0.525(0.5)%	0.525(0.5)%	
A 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業(一定のガス中小事業者に係るもの除く。※)、保険業および貿易保険業		収入割	1.06(1)%	1.06(1)%	
B 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業)	資本の額または出資金の額が1億円以下の法人	収入割	1.06(1)%	0.8025(0.75)%	
		所得割	—	1.9425(1.85)%	
	資本の額または出資金の額が1億円を超える法人	収入割	1.06(1)%	0.8025(0.75)%	
		付加価値割	—	0.3885(0.37)%	
		資本割	—	0.1575(0.15)%	
C 特定ガス供給業		収入割	—	0.5184(0.48)%	
		付加価値割	—	0.8085(0.77)%	
		資本割	—	0.336(0.32)%	

※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、一般ガス導管事業および特定ガス導管事業にのみ適用されます。
それ以外のガス供給業(特定ガス供給業を除く。)は、「A、B、C以外の法人」の税率が適用されます。

備考1 神奈川県では、法人事業税の超過課税を実施しています(詳しくは22ページをご覧ください。)。

2 ()内の税率は、資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人に適用される税率です(保険業法に規定する相互会社などについては、()内の税率は適用されません。)。

3 農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などの特別法人については、上の表とは別の税率等が適用されます。

● 申告と納税

期限までに申告書を提出し、自ら計算した税額を納めます。

申告の種類(主なもの)	申告と納税の期限
確定申告	事業年度終了の日から2か月以内(一定の場合には、この期限を延長することができます。)
中間申告 ・事業年度が6か月を超える法人 ・外形標準課税対象法人以外の所得課税法人にあっては、法人税の中間申告義務がある法人	予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 仮決算に基づく中間申告

- 備考1 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類に応じて従業者数、事務所・事業所数などを基準に課税標準額(所得金額など)を関係都道府県ごとにあん分して計算した税額をそれぞれ申告し、納めます。
- 2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度については、法人事業税とあわせて特別法人事業税の申告と納税が必要になります(詳しくは23ページをご覧ください。)。

● 市町村への交付

県に納付された法人事業税額から超過課税分を控除した額の7.7%に相当する額は県内の市町村に交付されます。



地方税共通納税システム(eLTAX)による電子納税をご利用ください。

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税について、地方税共通納税システムによる電子納税が利用できます。

- すべての地方公共団体へ電子納税が可能です。また、申告から納税まで一連の手順で行えます。
 - 複数の地方公共団体に対して、一括で納付できます。
 - 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できます。
(ただし、地方税共通納税システム参加金融機関に限ります。)
 - 情報リンク方式・オンライン方式のほか、ダイレクト方式※等による納税が可能です。
- ※ ダイレクト方式：事前に登録した金融機関を指定して、直接納税する方式。納税の操作にインターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要とせず、税理士が代理申告の手続の中で納税することができます。

注意事項 領収証書は発行されません。

※ 詳しくは、eLTAXホームページ「eLTAX 共通納税」をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAX 共通納税



▶ 超過課税（法人県民税・事業税）

神奈川県は首都圏にあって、人口の集中、産業の集積が著しく、多方面にわたって特別な財政需要があります。こうした財政需要に対処するため、神奈川県では、法人県民税・事業税について、標準税率を超えて課税する超過課税を実施しています（資本金の額などが一定の基準以下の中小法人については対象としません。）。この税率は、令和7年10月31日までに終了する事業年度分について、法人県民税は標準税率に0.8%上乗せ、法人事業税は所得金額等の区分に応じて、特別法人事業税とあわせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。

令和2年11月から令和7年10月までの5年間については、超過課税による増収分を「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」および「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用しています。

なお、活用事業と活用額は、次のとおりです。

● 超過課税を活用して推進する事業

I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復に向けて、経済対策を強力に推進します。

- (1) 地域経済の活性化
 - ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興
- (2) 柔軟な経済構造の構築
 - ・ 新分野への進出や製造ラインの変更などビジネスモデル転換への支援

II 災害に強い県土づくりの推進

「水防災戦略」に基づく大規模水害対策をはじめ、これまで「地震防災戦略」に基づき進めてきた地震・津波対策や減災対策につながる市街地の整備など、県民のみなさんの「いのち」や法人のみなさんの活動を守るため、災害に強い県土づくりに継続して取り組みます。

- (1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策
 - ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
 - ・ 治山・法面や林道の整備
- (2) 地震・津波対策の一層の強化
 - ・ 地域防災力向上に向けた市町村の取組の支援や各種観測・調査研究の推進
 - ・ 災害時における物資支援の受入体制整備
- (3) 災害に備えた社会基盤施設の整備
 - ・ トンネル、橋などの安全性向上
- (4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修
 - ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定されている県有施設等の耐震改修

III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

県内経済の持続的発展や災害時における物資輸送に資するため、県土構造の骨格となる自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備に継続して取り組みます。

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

● 令和5年度 法人県民税・事業税超過課税活用事業（当初予算ベース）

活用項目	令和5年度当初予算額		超過課税活用額
	事業費総額	一般財源	
I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	93億7,807万円	52億232万円	245億4,154万円
(1) 地域経済の活性化	16億6,044万円	4億4,560万円	
(2) 柔軟な経済構造の構築	77億1,763万円	47億5,671万円	
II 災害に強い県土づくりの推進	819億9,976万円	214億2,602万円	
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策	370億9,969万円	93億9,985万円	
(2) 地震・津波対策の一層の強化	85億2,344万円	25億4,198万円	
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備	162億4,043万円	52億4,119万円	
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や、県立学校等の耐震改修	201億3,617万円	42億4,299万円	
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	227億5,481万円	46億5,279万円	
合計	1,141億3,265万円	312億8,114万円	

超過課税活用率
〔
超過課税活用額
一般財源
〕

78.5%

国税 特別法人事業税

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、ともに持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税および特別法人事業譲与税が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

● 納める人

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務がある法人

● 納める額

標準税率により計算した法人事業税の所得割額または収入割額に税率を乗じた金額です。

区分		納める額		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度分	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分
A、B、C以外の法人	所得割額によって法人事業税を課税される法人	所得割額の37% ^{※1}	所得割額の37% ^{※1}	所得割額の37% ^{※1}
	付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	所得割額の260%	所得割額の260%	所得割額の260%
A	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一定のガス中小事業者に係るものを除く。 ^{※2} ）、保険業、貿易保険業	収入割額の30%	収入割額の30%	収入割額の30%
B	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業）	収入割額の30%	収入割額の40%	収入割額の40%
C	特定ガス供給業			収入割額の62.5%

※1 特別法人（農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人など）の場合は34.5%

※2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、一般ガス導管事業および特定ガス導管事業にのみ適用されます。
それ以外のガス供給業（特定ガス供給業を除く。）は、「A・B・C以外の法人」の税率が適用されます。

● 申告と納税

法人事業税とあわせて都道府県に申告し、納めます。

なお、都道府県は、特別法人事業税として納付された額を国に払い込みます。

● 国からの譲与

特別法人事業税の税収については、特別法人事業譲与税として、人口あん分して譲与されます。

大法人の電子申告が義務化されました。

一定の法人^{*}が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税、法人県民税および特別法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました（eLTAXについて、詳しくは54ページをご覧ください。）。

※ 対象法人（次に掲げる内国法人）

- 事業年度開始の時において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- 相互会社、投資法人および特定目的会社

国 税 地方法人税

● 納める人

法人税の納税義務がある法人

● 納める額

$$\boxed{\text{課税標準法人税額}} \times \boxed{10.3\%}$$

● 申告と納税

国（税務署）に対して申告し、納めることになっています。

● 地方への配分

地方法人税の税収は、全額、地方交付税の原資とされ、地方団体に配分されます。

国 税 法 人 税

● 納める人

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

● 納める額

$$\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}}$$

税率

開始事業年度			平成30年4月1日～ 令和4年3月31日		令和4年4月1日～ 令和7年3月31日			
法人等の区分			年所得 の部分	800万円以下 の部分	800万円超 の部分	800万円以下 の部分		
普通法人	資本金の額または 出資金の額	1億円超	23.2 %		23.2 %			
		1億円以下	15 % ※ ₁ ※ ₂	23.2 %	15 % ※ ₁ ※ ₂	23.2 %		
協同組合等			15%(16%)	19%(20%) ※ ₃	15%	19 % ※ ₃		
公益法人等	公益社団法人および公益財団法人		15 %	23.2 %	15 %	23.2 %		
	一般社団（財団）法人のうち非営利型法人		15 %	23.2 %	15 %	23.2 %		
	公益法人等とみなされているもの		15 %	23.2 %	15 %	23.2 %		
	上記以外		15 %	19 %	15 %	19 %		
人格のない社団等			15 %	23.2 %	15 %	23.2 %		
特定医療法人			15%(16%) ※ ₂	19%(20%)	15% ※ ₂	19 %		

備考 1 () 内の税率は、協同組合等または特定医療法人が連結親法人である場合の税率です。

2 「グループ通算制度」の通算法人に適用される税率については、国税庁ホームページ「グループ通算制度の概要」をご覧ください。

※1 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人等の一部の法人については、年所得の額にかかわらず23.2%

※2 平成31年4月1日以後開始事業年度においては、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える資本金1億円以下等の普通法人（※1の法人を除きます。）または特定医療法人については、年所得の額にかかわらず19%（特定医療法人が連結親法人である場合は20%）

※3 一定規模以上の協同組合等にあっては、一定額を超える部分については22%